

稻畠産業株式会社定款

(2023年6月21日改定)

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、稻畠産業株式会社と称し、英文では Inabata & Co., Ltd. と記載する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記各種物品の製造、加工、小分け、売買、問屋、代理、仲立および輸出入業
 - (1) 薬品、医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品
 - (2) 染料、工業薬品、合成樹脂、顔料、油脂、農薬、高圧ガス、毒物、劇物
 - (3) 肥料、飼料
 - (4) 食品、酒類
 - (5) 機械、金属、硝子、計量器、小型船舶
 - (6) 建築材料
 - (7) 繊維製品、ゴム、皮革、紙、日用雑貨類
 - (8) 電子機器、電子機器用部品およびその材料
2. 汚水汚泥処理装置の製造、販売、輸出入および技術指導
3. 建設工事の設計管理および請負業
4. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業
5. 機械、器具その他動産の賃貸借およびその仲介業
6. 臨床検査施設の経営
7. 旅館業、食堂および喫茶店の経営
8. 旅行業法に基づく旅行業
9. 特許権および実用新案権等の無体財産権の賃貸借および売買
10. 金銭の貸付、各種債権の売買、債務の保証およびその他各種金融業務
11. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
12. 染色仕上加工および紙加工に関する試験の受託
13. 医薬品および化学薬品の分析試験の受託
14. 健康食品の販売
15. 倉庫業
16. コンピューターソフトウェアの開発、製作、販売
17. コンピューターのソフトウェア、ハードウェアに関する技術サービスおよびコンサルティング
18. 薬局の経営
19. 処方箋による医薬品の調剤および販売
20. 農業
21. 発電および電気の供給に関する事業
22. 前各号に附帯する業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって市場取引等によって自己株式を買受けることができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集しその議長となる。
②社長に差支えのあるときは、取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。

(招集地)

第15条 株主総会は、大阪市または東京都各区内に招集する。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。
②会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができます。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面等を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

②前項の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長1名、社長1名、副社長1名を定めることができる。

(取締役会の設置)

第25条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の権限)

第26条 取締役会は、当会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 前条の定めにかかわらず、当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）

の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集する。

②社長に差支えのあるときは、取締役会の定める順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

③取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

④取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 每事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

③前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 前条に定める配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

②配当金には利息をつけない。